

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第10日（平成27年 7月 1日 水曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	田中耕之郎君	2番	岡本詠君
3番	細川博史君	4番	前田晃君
5番	浅尾公厚君	6番	森一美君
7番	小川豊治君	8番	西原強志君
9番	永野裕夫君	10番	岡崎宣男君
11番	仲田強君	12番	武藤清君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	山下毅君	局長補佐	伊藤牧子君
議事係長	池正澄君	主幹	出口直人君
主事	坂本壮君	主事	岡林貴也君

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷光信君	副市長	磯脇堂三君
----	-------	-----	-------

会計管理者兼 会計課長	山本 豊 君	税務課長兼 固定資産評価員	野村 仁美 君
企画財政課長	早川 聡 君	総務課長	木下 司 君
危機管理課長	横畠 浩治 君	消 防 長	田村 光浩 君
消 防 署 長	上原 由隆 君	健康推進課長	戎井 大城 君
福祉事務所長	徳井 直之 君	市 民 課 長	二宮 真弓 君
環境課長兼 清掃管理事務所所長	坂本 和也 君	まちづくり対策課長	横山 周次 君
観光商工課長	岡田 敦浩 君	農林水産課長	文野 喜文 君
水 道 課 長	田村 和彦 君	じ ん け ん 課 長	田村 善和 君
し お さ い 園 長	中島 東洋 君	収 納 推 進 課 長	倉松 克臣 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 課 長	中津 健一 君
生涯学習課長	中山 優 君	教育センター所長兼 少年補導センター 所 長	弘田 条 君
選挙管理委員会 事務局 長	沖 比呂志 君	監査委員事務局長	小松 高志 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前１０時００分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成２７年土佐清水市議会定例会６月会議第１０日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

１０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） おはようございます。同志会の岡崎であります。

今回、５１回目の質問にはなるんですが、３日目の初日というのは、１回か２回あったかなと思い出しながら、朝一番だし、気合いを入れてやらないといかんとこういうふうに思っておりますので、執行部の積極的な答弁であり、かつ実際の答弁をお願いしたいとこういうふうに思っておるわけあります。

さて、私は今回、日本ジオパーク認定に向けてと市長の政治姿勢とその後の清水中学校と、

この３点について質問をしてみたいです。

さて、初日は、ベテラン議員４名による重厚かつ市政全般について、非常にベテラン議員らしい質問がなされました。また、昨日は、１期生の岡本議員が大岐の大規模太陽光発電の質問がなされたところであります。

大規模発電につきましては、高知県土地基本条例等々にもあります。また、これは会社がやることですので、憲法２９条によるところの私有財産の補償、さらに憲法１２条、これは公共の福祉によって幾らか規制できるところというようなのがございます。それらを含めて、高知県の基本条例におきましては、その第２条において公共の福祉を優先させるんだというようなのがございます。１９条には、それらをやるについては、知事は、当該市町村長の意見を聴取してその意見を尊重せんといかんと、こういうようになっておりますし、きのうの市長の答弁でも、要綱、さらに条例の検討と、それで大岐のほうへ行って、何なら説明会に参加しようというような非常に６月２０日に説明会、大岐であったわけですが、それから比べたら、２歩３歩、前進したのではないかなと思っております。

なお、私はジオパークの観点からですけれども、ジオパークだより、現在まで１１まであると思いますが、その中の９にこれは１月２５日に開かれたんですけれども、主な土佐清水三景と三大自慢とこういうのがありますので、皆さん、ご案内かも知れませんが、その中に「白い砂浜にあなたの足跡を残しに来ませんか大岐の浜」というのが、これジオパークだよりに書かれております。このような観点から見たら、あそこの上、２３ｈａぐらい開発するようなんですけれども、きょうのように雨がずっと降る、あるいは大きな豪雨になるとなれば、高いところから低いところへ水は流れる。これは当然でありますので、そういうふうなときに果たして海の環境はどうなるかなと。浜のおかげで生活している人もおるがなというような感じがしてなりません。何より、あそこへ観光に来る、あるいはサーフィンに来る方々も多数おりますので、その点を鑑みて、市長もそういうような答弁になったのであろうとこういうふうに思っておるわけでありまして。

また、きのうの前田議員の土佐食のいわゆる組合結成に関してとこういうようなことに関しましては、私は平成１４年に当選して、確か１１回ぐらい連続して土佐食の問題を取り上げましたが、従業員の福祉の向上にと思ってやっておりましたけれども、大した成果というのが上げられなかった。前田議員は早速、組合結成ということですので、これから先、また市長の答弁等々から考えても、大きく前進するのではないのかなと。細川議員の竜串再開発、これも竜串は、僕は毎日行っているいろいろな話をするんですけれども、そういうふうになればいいがなと、今回の補正で、竜串の部落のやっている渡船のところの砂利を取ってもらうわけなんですけれども、これの３００万円の補正が出ております。これやってもらったら、この前、観光船ですけれど

も、ゴールデンウィークに1日休んだことがあります。砂がたまって運航できんと、こういうようなところで、その前から文野課長等々にもお願いしまして、補正に出ているというようなことで、非常にそれもジオパーク関係からしましても、非常に積極的かつ前向きだというふうには私は高く評価をしておるところでございます。

それでは、本来の通告に従いまして、一般質問を行います。

本件につきましては、11月に行きました三笠市の視察、これは担当課のほうにも渡しておりますけれども、ガイド養成基本方針というのを行ったときにいろいろ質問の中で、ガイドの養成はいかがかというところで、武藤議員からあつたら参考にもらえないかということで、無理していただきました。

これらも執行部に渡しておりますので、是非これから先、参考になるところがあれば、また参考にさせていただけたらと思います。

それでは、第1点、観光ガイド養成講座の開設について、お尋ねいたします。

観光ガイドに対する担当課としての、観光商工課としての現状認識について、ジオパーク認定に至る経過として、書類審査、現地審査がありますが、昨年11月の三笠市での視察の際、何が一番苦勞されたのかとお聞きしたところ、現地審査におけるガイド説明能力が大きく影響するようであります。

本市のボランティアガイドは30名ほどで、ボランティア会との意見交換の際にも、地質・文化などの面で非常に能力の高い方も多数おられると感じました。

会員の中には、みずから地質・歴史・地元の文化などを勉強した方もおります。任意団体みずからが養成講座開催となると、相当の能力、労力、事務量、場所、自己負担となる等諸般の事情があり、これまで行えなかったとのことであります。

また、系統的なガイドの養成講座は、本市においてはいまだありません。日本ジオパーク認定に向け、ガイドの養成講座がぜひ必要と思いますが、担当課の現状認識と将来の展望について、観光商工課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

本市では、地域の活性化と郷土の誇りの醸成を目的に、平成29年度の日本ジオパーク認定を目指しております。

ジオパークでは、観光案内に加え、大地の成り立ちや動植物の自然環境をはじめ、歴史や伝統、文化とのかかわり等を観光客、来訪者に伝えるジオガイドが必要となります。ジオ認定に

向けて、ジオガイドの充実は重要なポイントであると認識をしており、観光地であります本市では、従来より観光ボランティアガイド会の皆様が、観光ガイドとして熱心に活動していただいておりますので、この皆様を中核として、ジオガイドの充実を図っていきたいと考えております。

今年２月に設立した土佐清水市ジオパーク推進協議会の前身組織であります推進準備会より参画をいただいておりますボランティアガイド会の皆様には、昨年度より市が開催したジオの出前講座、フィールドワーク、ガイド養成講座等に積極的に参加をいただき、ジオに対する研さんを図っていただいたところでございます。

今年度も、計画的に、系統的にジオガイドを養成するため、ボランティアガイド会と連携を密にし、スキルアップのために近隣ジオパークの視察や研修を実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） いろいろ検証しておるようですが、現実、基本講座なんかはやる予定はあるのか、あるとしたら何月ごろからか、それをお答えください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えします。

９月ごろから４講座、先ほど述べました視察等含め４講座を開催する予定でございます。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 早速、９月から基本講座をやるというようなことで、本日、質問に立ったかいがあったなとこういうふうに思っております。

次に、三笠市で勉強の際、担当者から現地審査の際、一番質問されるのが、いわゆる地域の文化、歴史、ジオの保全、普及活動、教育等、本市でやっている地域の宝探し、これは先ほど言いましたように、１から１１までもっとあるいは１２まであるかもわかりませんが、そういうようなことであります。

そのようなことも踏まえて、地質であり、歴史であり、文化等各種専門家を、あるいは高知大学、あるいは観光ボランティア会役員等、市内外から招請し、ガイドの養成、資質向上を仕組みとして図る必要があると思いますが、観光商工課長の答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

ジオパークの科学的考察には、ジオイコール大地という地形、地質学が欠かせないことから、昨年９月からジオパーク専門員を雇用しており、ガイドの皆様の研修等にも活用しているところでございます。

また、本市のジオパーク活動当時から協力をいただいております前高知大学理学部教授で、現在は放送大学高知学習センター所長の吉倉先生と、高知大学理学部准教授の奈良先生には、本市ジオパーク推進協議会の顧問をお引き受けいただいておりますので、この方々の人脈を活用して、ジオガイドの養成を含めた推進体制の強化を図るため、専門家の招聘による研修も実施したいと考えております。

あわせて、議員ご提案のとおり、ジオパークは歴史や文化など、人の暮らしとかかわりを重視されることから、地域の歴史、文化に詳しい方や高知大学など、協力機関から講師を招いた講演や研修会で知識の進化を図るように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 課長より、さらに前に進んだような答弁をいただきました。これでやれば大丈夫であろうと。なお、日本ジオパーク委員会の中には、尾池先生以下１０名、合計１１名の中でＮＰＯの防災情報、ここの会長とか、あるいは産業技術、あるいは首都大学等々、あるいは自然公園財団とこれは釈迦に説法でありますけれども、こういうような方々がおいでですので、防災のほうもあわせてひとつおやり願いたいというふうに思っておりますし、ボランティア会のほう、あるいは商工課長のほうも早速竜串のほうでは、避難道、あるいはやるような計画と聞いておりますので、さらに足摺はあれだけ高いけん、あれでしょうけれども、そういう点をお願いしたいというふうに思います。

さて、次に、現在の観光ボランティアに従事してくれる方の中には、新たにボランティアになった方もおいでであります。また、今後、募集して応募される方のためにも、養成講座は必要不可欠であり、これを行うということで非常に前進したと思っております。

また、それぞれ家庭の事情もあろうと推察すると、ボランティア会と連絡をとりながら、講座につきましましては短期集中がいいのか、あるいは月２回程度、継続的に行うのがええか、いろいろ連絡をとりながら行っただけかと思いますが、本件についても観光商工課長にその答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

新たにガイド登録をされた方の養成につきましては、できるだけ早期にジオガイドとして活躍いただけるようにボランティアガイド会と協議連携し、開催期間や開催時期等も考慮、調整して、系統的な養成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、次に、市長にご所見を伺いますけれども、ジオパーク推進につきましては、高知県との人事交流を検討されたいかがでございでしょうか。ジオパークの認定に向けては、行政、民間、学校など、市全体で取り組むことが必要であり、県との連絡協調も必要と思っております。その最たるものが人事交流と思いますが、人事交流の必要性等について、本件については市長にご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 県との人事交流により、ジオ推進を図れという提言でございしますが、県内の事例といたしましては、先進地の室戸市が平成20年12月、日本ジオパークの認定を受けてから、翌年、21年度より世界ジオパーク認定の取り組みを始めました。

これによりまして、平成21年12月より、高知県より交流人事で職員1名、室戸市へ派遣を受けておるということであります。このときは、県内初の試みということで、県も世界ジオパーク認定に向けまして、県庁内にもジオパーク推進チームを設置し、この室戸市の取り組みをバックアップする体制をとったと聞いております。

現在、土佐清水市ジオパーク推進協議会には、高知県環境共生課と地域観光課が協力機関として加わり、観光商工課に籍を置く地域支援企画員が所属する産業振興推進部幡多地域本部が会員として加盟するなど、協力体制にあります。ご指摘のとおり、高知県との人事交流につきましては、現在、危機管理課長が県から1名、派遣を受けている状況でありますので、全体の調整も含めて、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 全体のこととして、今後、調整に検討するというようなことでございますので、今、危機管理課長、おいでになっておりますし、佐藤さんも地質のほうやっておりますので、今後、検討というようなことで、これはよしとせんといかんなどというふうに思っておりますが、できるだけ来れるようなチャンスがあったら、ひとつ努力願いたいと。

それでは、次に、学校教育課長に質問いたしますが、三崎小学校では３月２０日、竜串海底館及び手前でガイド学習、ガイドの案内、これやっておりました。ここにもありますけれども、その際は、魚の説明、三崎川の手長エビなど、おもしろおかしくあのとき４０人おったかな。見物していた多く大人も笑いながら興味を持って聞いておりました。

これは、小学校、中学校などでジオパークの副読本、あるいは他の冊子などを検討されているかどうか、学校教育課長にその答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） おはようございます。

お答えいたします。

現在、土佐清水市が取り組んでおります日本ジオパーク認定に向け、市内小中学校においても協力体制を構築しており、土佐清水市ジオパーク推進協議会への土佐清水市校長会と小中学校理科部会が既に参加し、小中学校においては既に理科や総合的な学習等の時間を利用して、ジオ学習を行っております。

小学校における主な取り組みといたしましては、環境省土佐清水自然保護官事務所や、ジオパーク推進室、竜串関係者等のご協力をいただき、竜串海域に生息するサンゴや熱帯魚、奇岩の観察などを行っております。

議員ご紹介の三崎小学校児童による竜串でのガイド体験につきましては、地元の皆様のご協力をいただき、児童もよい経験になったと伺っております。

また、中学校においては、２年生が本市の大地の成り立ちや竜串海岸の地形、地質などの事前学習を行った後、竜串海岸にてフィールドワークを行い、生痕化石や化石れん痕等を実際に見たり触れたりして、大地の営みを学んでいるところであります。

副読本の作成については、先進地において児童生徒がジオへの取り組みをより身近に受けとめて事業を行うために、市の特徴的な地形、地質や文化などを取りまとめたテキストを作成した事例もあり、また、議員からのご提言や理科部会においても、希望する意見も多くあったことから、ジオパーク推進室や小中学校理科部会など、関係機関と連携して、本年度作成を予定しております。

今後においても、日本ジオパーク認定に向け、小中学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 学校教育課長、ご苦労さんでございます。

積極的にやるというような姿勢が見受けますので、それでよしとせんといかんと思います。

生痕化石なんかも行って説明を受けたら、なるほどなというふうに思うし、小学校にしろ、中学校にしろ、あるいは幼稚園の子らにしても、行ってみて説明を受けて、やっぱりこんなものかと。あれは確か1500万年か2000万年前かの、この前、吉倉教授、高知の、あの方が外国の方、多数の前でいろいろ説明をしておりましたし、また我々委員会で行っても、これが生痕化石かというのと、化石れん痕もきれいに2カ所、きれいに見えていたわけですけども、行ってみれば非常にいいし、また足摺のほうの景観、あるいは何とかという花崗岩、特殊ながありますけれども、あんなのも非常に興味深く見れると思いますので、皆さん、ひな壇へお座りの皆さんは、とうに行っていると思いますけれども、我々も行く、そして一般の方々もできるだけ行くようにして、みんなでジオパーク認定に向けて努力せんといかんなどというふうな感じをしておりますし、私も時々、竜串の観光センターで金土日、観光センターへボランティアガイドの皆さん、おいでなんですけれども、あそこへ行って、駄法螺吹きながら、説明聞きながら、そして叱咤激励を受けながらやっております、いろいろ教えてもらっておりますけれども、なかなか皆さん、よくご存じであります。座頭の昼寝岩なんか聞いていても、この意味は何やったかねと聞いても、非常に昔のことから説明してくれるし、あるいは竜串の阿弥陀堂、東西に100mの間隔でお堂がありますけど、あれは日本に3つぐらいしかないというようなこととか、いろいろ教えていただけますので、また暇なとき、あるいは土曜とか日曜日に竜串のほうへ行ったら、またお聞きになったらいいと思います。

足摺のほうは、富田会長以下、非常に知識、足摺の文化とか、あるいは市全体のことでありますが、非常によく知っております。あそこへ行ったり来たりしながら、教えてもらいながら、このような質問はつくりました。

では、次にいきますけれども、以前、定かではありませんけれども、確か市長だったかな、あるいは日本ジオパーク委員長の尾池先生かの言葉で、ジオパークに絡めて、俳句の全国大会も検討しているとの発言があったように私は記憶しておりますけれども、俳句の人口は全国で1,000万人とも言われ、現在では若者にも非常に人気があり、NHK、民間放送でも毎日放送されております。

何となくおもしろおかしく、プロレスラーが出てきたり、いろいろな人が出てきてやっているわけでございます。

また、清水には中央公民館で活動されております清水ホトギス句会、俳句蝶の会がありますが、できれば連携して、全国大会ができればと思っております。

参考ですけれども、以前、日本で有名な俳人呼んで、足摺で句会を行ったとのことござ

いますが、本件については市長にそのご所見を求めます。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先月も千葉県で開催されました日本ジオパークネットワークの総会に出席いたしまして、尾池先生をはじめ、委員の皆さんと交流をしてみました。

日本ジオパーク委員会の今、議員からご指摘がありました尾池委員長、俳句の著書もあるほど造詣が深いということもお聞きしておりますし、昨年１１月には、土佐清水市でジオパークの講演もいただいたところです。

ジオパークの普及については、さまざまなイベント、地域と連携して、そのジオパークの周知を行う必要があると思っております。

そこでちょっと調べていただいたんですが、ジオパークと連携した俳句会、俳句大会というのは、室戸や白山手取川と思うんですが、そのジオパークでも開催されているということがあります。地域にある句碑をめぐるジオツアーも企画されているようです。

このような先進地の取り組みも参考にしまして、土佐清水市のジオサイトを利用したこういったイベントができるのか、今後、計画・企画、そして検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 本市のいろいろなことを背景に、いろいろなイベントを検討したいということですので、その中にぜひ俳句を入れていただきたいというふうに思います。

なお、ジオパークは、地域の経済活性化、観光振興と言われております。私としては、ジオパークこそ、停滞している本市経済の一番の浮揚策と確信をしております。全市民挙げて取り組みたいものであります。

担当課は、先頭に立って頑張っていただきたいと。これでもって、ジオパークに関する質問を全て終わります。

では、次に、市長の政治姿勢についてご所見を伺います。

市長は、去る４月１２日投開票の県議選において、公務外で街頭演説を行い、みずからマイクを握るなど、熱心に応援をされておりました。

三崎においても、農協前、あるいは三崎田園公園前、これは僕の家のごすぐ後ろですので、いんだら家内が、市長えらい来て熱心にやりよったでというようなことは言うんですけども、市街地においてもパルの前などで行うなど、市内各地で熱心にマイクを握って応援をしていたとのことですが、このことについては市民から賛成、あるいは批判的なご意見があったのではないかと思います。

私のところで下ノ段の先輩、あるいは市街地の方々から、下ノ段の方は矢野川俊喜元市長のことですけれども、俊喜兄も現在までの今までの市長も表立って応援はしなかったが、現市長は何しようやろうのうと声が寄せられましたけれども、もちろん、私は市長でも何でもありませんので、市長の真意は私にはわからない。違法では全くないと言ってあるが、少なからず、市民の関心はあります。私自身にも市民の声で、岡崎さん、三崎はのと、そうやでといって、暗にそういうふうな声もある。あるいは激励の声もある。いろいろありましたので、市長のような最高権力を持っている方々は、いろいろな声が寄せられたのではないかと聞いておりますが、答弁できる範囲で結構でございますけれども、市長のご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 県議選における私の政治行動に対する市民の声とのご質問であります。大変これは難しい問題であると思います。大接戦の厳しい、激しい選挙戦だっただけに、賛否両論はあると認識をしております。

しかしながら、歴代の市長におきましても、確かに強弱はあったとしても、その時々選挙において、支持する候補者を明確して政治活動を行ってきております。

今回の選挙戦では、私に対しても匿名での批判や脅迫まがいの投書、メールもいただきました。

また、反対に支持者からの熱い後押しもありました。

いずれにいたしましても、それらも踏まえ、今後の政治活動に生かしてまいりたいと思いますし、政治家でありますから、有権者からのその審判は受けなければならないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 市長言ったように、本市で最高の権力を持っているわけですから、そういうような声は多々あるであろうと。私らみたいに力のない者にもあるわけですから、そういうような声を今後の市政に生かすというようなことでございますので、次の質問、市長にやっておりましたけれども、今後の市政運営に生かす点があれば、ひとつ開陳願いたいということですが、先ほどの答弁でほぼ、あるようであればいいですけど。ひとつ開陳してください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今後の市政運営に生かすという点ということですので、これは大事なことだと思いますので、あえて答弁をさせていただきます。

私も、高校野球球児であった１人でありますので、スポーツマン的な言葉で言わせていただければ、選挙が終わればノーサイドという言葉に尽きると思います。

試合終了の笛が鳴ったら、お互い敵味方なし。市長、県議が力を合わせて市勢発展に努めなければならないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） そうですね。市長、戦い済んで日が暮れて、あとは一緒というようなことですね。ともに頑張っていたいただければ、これはそれに越したことはないわけでありますので、私も今回の県議選、私も幾らかは応援させてもらいましたけれども、おてんとさんも市民も、よく見ているなと思いつつながら、自分自身も反省しながら、また、こういうようなことを市政にさらに生かしながら、頑張らんといかんとこういうふうに思っております。

次に、今後、知事選とか、参議院選などが予定されております。市長としては、公務と政務は峻別しているというようなことも以前、このところで答弁されておりましたけれども、一番僕らのところへ来たのは、確かに市長が言うように、支持は今までの市長もしておったらやろうけど、マイク握ったりなんかせんと、静かにというか、そのほうがお互いいいかなというように言ったのでありましょう。それは市長が自分の信念に基づいてやっておるわけでありますから、私らもまた信念に基づいてやらんといかんと思っております。

今後はまた、こういうようなことがあった場合、今回と同じようなスタンスでやるというようなことをございましょうか。いかがでしょうか。ご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、答弁いたしましたように、どのような選挙においても、市長の政治活動には賛否がついて回ると思います。

しかしながら、今回のこの貴重な経験をもとに、やはりその場、その場面において、時宜を得た最善な政治判断を行いたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 時宜を得て、あるいは候補者によって、これは十分予想された答えでありますけれども、それでは、次に、道の駅についてお尋ねをいたします。

最初、鮮魚と書いてありますので、いろいろ言っても、鮮魚だけの答えでも結構ですし、ほかのことを答えられても結構です。

昨年３月会議で、私は道の駅の振興について施設、鮮魚、地域おこし協力隊などについて質

問をいたしました。

執行部よりは積極的な答弁はございました。しかし、施設の改修についてはどこを行ったか判然と今でもしません。特に鮮魚は窪津から来ると私は判断しておりましたが、本年3月議会では、市長、課長とも窪津に取りに行けば、鮮魚は入るという回答であり、私、あるいは三崎の者は失望のみ残っております。道の駅につきましては、平成14年初当選以来、たびたび私は質問を行っておりますが、我が身に力はなく、執行部の壁は厚く、地団太を踏むばかりと自分では思っております。

私としては、何となく、空手形をもらっておるのかなというような感が否めませんが、市長のご所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年3月会議の議事録をもう一度読み返しました。当時、幾度となく公募するものの、指定管理に名乗りをあげる事業者がいなかったという中で、経済団体の会も2回ほど開いて、その中で土佐食にその役割を担っていただき、今日に至るわけであります。

施設面、そして鮮魚、それに地域おこし協力隊との関係、この3点について岡崎議員から3月議会で指摘も受けたところなんです。施設の改修については浄化槽の改修や建物の一部改修、これは新しい指定管理者の要望に沿って、一部改修は行っているものの、ご指摘のように抜本的な改修になっていないのが現実であります。

また、鮮魚販売、これも経済団体の中に窪津漁協の組合長もメンバーにいましたので、その経済団体からの要望もしましたし、また、折に触れて私もお願いをしているところであります。

ただ、人手不足、それから採算性の問題、それから運搬までの車の問題、そういうものがありまして、いまだ実現しておりません。

運営をしている土佐食のほうも、この問題については何とか鮮魚はやっぱり集客が上がるという判断をしておりますので、貝ノ川の業者、それと今、えぶりでいキッチンに出している市内の業者のところまで取りに行き、並べているような状況であります。

ただ、三崎の人たちの要望というのは、やはり磯魚とか、丸っぼの魚がどんと並んで、そういうイメージを持っておりますし、また、そういう方向を望んでいると思いますので、決して満足のいく今の形ではありませんので、何とかそういう方法がでんのか、もう1回精査もさせていただきたいし、本当に難しい問題なんです。もう1回関係者とも当たってみたいと思っております。

また、地域おこし協力隊につきましては、1人はかかわっておるんですが、もう一度、地域

とのかかわり方、道の駅への連携の方法、これについても課で精査をして、もう1回、仕切り直しといいますか、この道の駅がにぎわいを取り戻すような方策を土佐食とも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 魚の件も懸命に努力されると。地域おこし協力隊、最初は道の駅と生産者との大体つなぎ役というようなことでしたけれども、最近は余り、私も見かけません。

なお、この道の駅については、再三再四言って、執行部も建物の問題、あるいは生産者の問題、これは何度となく同じようにこの問題点については、共有をしておるわけでございます。魚についても多分、建物の改修したら、来る人もおるのではないかなというふうに思っておりますので、まずその点も期待しながら、この件についてはこれで終わって、最後に、竜串福祉センター前の三崎川左岸、これの西南豪雨時に被害のあった岩が整然とあったのが、ぼこぼこになっているのは、市長も十分ご存じでしょうが、これの改修工事の予定についてお聞きをいたします。

本件は、国の件でもありますが、市長は昨年6月会議において、国・県とも連携をとりながら、改修は26年、あるいは27年度中に行う旨の熱いご所見を披露されました。

竜串住民をはじめ、私たちも喜んでいましたが、しかるに今まで、本年も予算計上はされておりません。幾らか心配であります。本年中にできるように、できるだけご努力願いたいし、本件については、市長に力強いご所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年の6月会議で、私もこの土木事務所に確認をした上で、自信を持って答弁をしたわけでありましたが、ご指摘のとおり、まだ工事のめどは立っておりません。この件につきまして、現時点の幡多土木事務所土佐清水事務所の見解について報告をさせていただきます。

三崎川左岸の工事は、被災状況から昨年の災害復旧工事として国へ提案するものの不採択。土木事務所としては、本年度、県単独工事として要望しておりましたが、河川維持に伴う要望が多数あり、要望箇所のうち、緊急性の高い箇所、人命や財産への影響が大きいものを優先して、順次、施工していくようにしております。限られた予算の中、全ての箇所を整備する予算がついていないのが現状です。

さらに、土木事務所の現在の状況についての見解といたしましては、水制工の石材が一部崩れた状況はあるが、堤防護岸の足元があらわれるような土砂洗掘は見受けられず、一定の機能

は維持できているので、当箇所については、引き続き、現場状況を経過観察しつつ、予算要望していきたいと考えますので、ご理解願いたいとのことでありました。

しかしながら、私といたしましては、議会でも責任を持って答弁していることとございますし、地元の要望を受け、現場についてもずっと確認もしております。崩れた箇所については、早急に河川維持工事をする必要はあると認識をしておりますので、今後も三崎川左岸工事につきましては、引き続き、県に要望してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 引き続き、懸命に努力するというようなことで、この件につきましては、私も過去、国会議員のところへ行って、竜串の区長、役員ともども、陳情に行ったこともあります。

県議のところへも行ったこともあります。

いずれも、手形で言えば不渡り手形に終わっていると。最後の一部、最後の望みは市長しかないわけです。僕は竜串、毎日行っているわけですがけれども、去年、そやけど、今まで国会議員で不渡りやわなと。県でもそうやなと。いよいよ最後の望みで、泥谷市長、やってくれると言いはるけん、安心しとってくれやと、こういうようなことは言っております。というのは、近くの方は掃除したり何かするとき、危険なわけです。ずっと下流では市長もご案内のように、7、8年前か、4年生と5年生の女の子、これが亡くなっておりますし、あそこら辺のことにについてはやはり、国も県も市も真剣に取り組ってもらわないといかんし、市長の情熱もむなしく、県も一定の形を維持しているというようなことですがけれども、その担当者、何なら竜串来てくれたら、私、なんぼでも説明するし、一回また行ってみようかというふうに思っております。

国の責任で、あるいは上野のほうの山の奥まで全部原状回復された。宗呂川から下川口までの原状回復、ほとんどした。原状回復されていないのは、まずもってここだけと。市長もほんまに毎日見てきているであろうし、私も毎日、あそこは行ったり来たりして、何と自分自身、議員やりながら、何ちゃようせんかったなと。何とかこれをせんといかんなと思っておりますけれども、市長も同じような考えでおりますので、引き続き、ひとつ努力していただいたら、またそのうちといいますか、何年か後には、ここで機嫌のええ答弁を聞けるとこういうふうに期待をしておりますので、ひとつそこの辺、市長、さらなる努力をお願いをいたします。

本件につきましては、これで市長に対する全ての質問は終わります。

次に、その後の清水中学校について、3点ほど質問をいたします。

第1点、平成25年の開校時は、多くの人数がいる清水と、小規模校の三崎、下川口、下ノ

加江、足摺岬と統合しました。

当初は、私たち議員にもいじめ、不登校、あるいは小川議員のでありましたけれども、設備等の破損、あるいは、これは我々、視察に行ったときに現認するわけでございますけれども、いろいろな情報が寄せられました。家にも相談に来た方もおいでであります。

元気な生徒の情報も寄せられたが、最近では、生徒の情報、あるいは親からの情報はめったにありません。この前、1件ありましたけれども、これは先生、父兄、教育委員会などの熱心な活動の成果と思っておりますけれども、補導とか、不登校等に取り組んでいる教育センターとしては、実情について、どのように分析しているのか、新任の弘田センター所長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 教育センター所長。

（教育センター所長 弘田 条君自席）

○教育センター所長（弘田 条君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、平成25年度に清水中学校に統合された当初は、一部の生徒が学校生活になじめず、教室に入れなくなり、別室登校を余儀なくされる生徒もいましたし、不登校になった生徒も存在したことも事実であります。

無断校外外出する生徒も存在し、器物損害等も発生するなど、さまざまなトラブルが生じました。

不登校に関しましては、スクールソーシャルワーカーを増員して、不安を抱える生徒の心のケアに努め、また、あすなろ適応指導教室に通室させるなどの対応を図ってまいりました。

そのような状況の中、昨年度より、高知県アクションプラン事業「青少年健全育成推進事業」を導入し、補導教員とは別に少年補導センターへ補導専門員1名を配置して、無断外出する生徒への補導活動をより充実させるとともに、たまり場等を中心とした街頭指導の強化等を実施することにより、問題を抱える生徒に対して、学校や警察、関係機関と連携し、生徒に寄り添う補導活動を実施して、青少年の抱える問題行動に対応してまいりました。

具体的には、通常の補導巡回、夜間補導巡回、特別夜間補導、早朝自転車マナー及び挨拶指導等の巡回活動を平成26年度は、延べ636回実施いたしました。

今年度も継続して、青少年健全育成推進事業を導入し、補導専門員を雇用して、補導教員が中心となり現場に足を運び、あいさつ運動や声かけ等を行っています。

清水中学校の生徒は、明るくて元気があり、思いやりがあり、優しい気持ちのよい子どもたちだと言ってもらえるよう、心を磨き、社会に通用するマナーやルールを身につけてもらえるよう、教育現場と連携して、生徒指導を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） センター所長、ご苦労さんでございます。

636回補導というようなことで、非常に活動されておるといふふうに思いますし、また、子どもたちに寄り添う立場でやっておると。これはとりもなおさず、子どもらの目線に立って諸般の活動をやっておるといふようなことで、子どもの気持ちも十分に考えながらやっておるといふことであるといふふうに思っております。

分析等もいろいろしていると思いますので、次に、分析をもとに、あるいはセンターママ、あるいは警察と内外との連携活動や夜間活動、さっき言っておりましたけれども、応急の取り扱い事案、世相を反映した、あるいはスマホとか、携帯利用の諸事案等は見かけないのか、その他、保護者との連絡協調など、表に出る活動もあれば、出ない活動もあろうかと思いますが、日常のセンターの活動状況、変わったのだけでもいいんですが、それとその成果について、センター所長、わかっている範囲で示してください。

○議長（永野裕夫君） 教育センター所長。

（教育センター所長 弘田 条君自席）

○教育センター所長（弘田 条君） お答えします。

定期的な巡回、土曜夜市やあしずり祭りの花火終了後の特別夜間補導等、PTA、センターママ、補導員、関係機関職員等と連携して、非行防止に努めていることもあって、少年補導センターの所管で児童生徒が補導されるケースはありません。

スマホや携帯によるトラブルの相談は、近年、LINE（ライン）を使った悪口等の書き込みや、画像を勝手にアップしたなどの相談が寄せられていますが、その都度、学校現場に報告し、問題解決に努めています。

今年度も、各小中高の保護者22名にセンターママとして委嘱して、地域の子どもは地域で守るを基本とし、地域と連携して夜間補導等の巡回活動をお願いしています。

また、警察の補導職員も含め、小中校の職員等11名に補導員として委嘱し、少年補導センターと連携した定期的な夜間補導を実施しております。

センターママや補導員には、合同研修会として昨年度に引き続き、情報・モラル・教育研修会を後日に開催予定しております。急速に普及してきましたスマートフォン等にかかわる諸問題につきまして学習していただき、子どもたちがネット犯罪のトラブル等に巻き込まれないよう、未然防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

(1 0 番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) スマホとか、携帯とか、今のところ、そういう事案も大してないというようなことで、まことに結構であります。

それでは、センター所長に最後の質問ですけれども、夏休みになったら開放的になります。これは当然のことですけれども、少年非行事案も、ともすれば多くなりがちであります。これは私も幾らか経験はあるわけですが、未来を担う子どもたちが刑事事件、民事事件、いずれも被害者、加害者になることは未然に防止することこそ、私たち大人の役目とこういうふうに感じておりますし、その最前線におるわけですから、センター所長には頑張っていたきたいと。

センター所長はもともとスポーツマンで、今まで毎週休日は、地域のいずれかのイベントに参加していた姿を私はよく見かけておるわけですが、地域に溶け込んで今まで活動していた利点を生かし、子どもたち、保護者、地域住民と気軽に声をかけることを励行すれば、お互いみんながですが、青少年の健全育成に役立つと確信をしております。

センター長の考える健全育成策についてお聞きをいたします。

○議長(永野裕夫君) 教育センター所長。

(教育センター所長 弘田 条君自席)

○教育センター所長(弘田 条君) お答えします。

私は、子どもが小さいとき、三崎・益野地区合同の「三益親の会」の活動に参加して、地域で子どもたちを温かく見守ろうを合い言葉に、夏休みの夜間補導や親子のふれあい、地域でのあいさつ運動など、皆さんと一緒に取り組みを支えてきました。

日ごろの生活の中で、地域の方々に子どもへの声かけや挨拶を行っていただくことが、子どもの健全育成には非常に大切なことと考えています。

少年補導センターの取り組みといえば、早朝でのあいさつ運動、自転車指導での声かけや、パトロール車での巡回中の声かけなど行っています。

また、各地域に青少年を守る会が7団体組織され、親子のつながりや夜間補導等の実施など、さまざまな取り組みを行っていただいております。

それぞれの団体に地域の子どもたちに愛の一声運動や少年問題に地域ぐるみの活動へ関心を高める等の取り組みをお願いしております。皆様のご理解、ご協力をいただきながら、健全育成を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 10番 岡崎宣男君。

(1 0 番 岡崎宣男君発言席)

○10番（岡崎宜男君） それでは、最後に教育長にお尋ねいたします。

本市教育の最高責任者として、高校進学希望の生徒、多分、全員と思いますけれども、必ず進学させるように学校現場、県教委などと連携して、全力で取り組んでいただきたい。子どもたちの未来は、教育長にかかっておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

教育長に答弁を求めて、最後の質問といたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど、センター所長のほうからお答えいたしましたとおり、清水中学校の生徒たちは、本年度に入って落ちつきを取り戻し、真剣なまなざしで授業に取り組む姿勢が見え、挨拶なども格段によくなっております。

また、廊下等も掃除が行き届いたきれいな環境が確保された中で、子どもたちは毎日、学習活動に取り組んでおります。

何よりも子どもたちの明るい笑顔が多く見られるようになったと感じているところです。

そこで、ご指摘の進路保障についての取り組みであります。一昨日も小川議員の質問にお答えいたしましたとおり、志育成型学校活性化事業「夢いっぱいプロジェクト推進事業」を導入し、この事業を中心に活動を進めております。

生徒支援、教育相談を充実させ、生徒会活動の活性化を図り、規範づくり、仲間づくり、わかる・できる授業づくりの推進、また、子どもたち一人ひとりの特性や置かれた状況を理解すべく、個人面談やQ-Uアンケート調査の実施などに取り組んでおります。

一方、学力向上対策においては、毎週実施される校内研修会を通して、先生方の授業の工夫改善、基礎基本の徹底を図るため、帯タイムを設定した全校統一テストの実施、生徒の実態に即した習熟度別分割授業、チームティーチングスタイルの導入、地域人材を活用した放課後学び塾の開催など、心のケアと学力向上対策を並行して、日々、教育実践を積み上げております。

今後におきましても、全ての子どもたちがみずから希望する進路に進めるよう、学校現場と緊密に連携を図りながら、県教育委員会、西部教育事務所の支援もお願いしつつ、取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時13分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1 番 田中耕之郎君。

(1 番 田中耕之郎君発言席)

○1 番(田中耕之郎君) 皆様、こんにちは。清友会の田中耕之郎です。今回で4回目の一般質問をさせていただきます。

私は、市議会議員に立候補するときに、南海トラフ地震に対する対策と、人口減少に対する対策を掲げてまいりました。

今回は、人口減少に伴う対策についてを中心に2点の事柄について、救急体制について、そして人口減対策と看護師についての2点を一般質問させていただきます。

今回、私が救急体制について質問させていただく中で、現在、テレビ等々でも救急に関することがよく取りざたされて、番組によっては有料化というような話まで出てくるような状況になっております。そういったことから、本市のことについて調べていく中で、改めて再確認をしておきたいこともありますので、消防長にお伺いさせていただきたいと思います。

私が県に問い合わせしたところ、救急車が電話を受けて現地に着くまでの平均時間は、平成18年、こちらが6.7分でした。そして平成25年は8.8分と入電から病院までの時間は平成18年は30.8分、そして平成25年は38.9分と長くなっていました。自宅に着くまでは2.1分長く、また、病院までの搬送に関しましては8.1分と長くなっていました。県にこの要因について聞いたところ、各地区によってその要因は異なると言われましたので、この場をおかりしまして、この要因等々につきまして、一般質問させていただきたいと思います。

消防長にお伺いいたします。

本市の消防職員の組織体制は、現在、どのようになっていますでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

消防長。

(消防長 田村光浩君自席)

○消防長(田村光浩君) お答えいたします。

消防本部、消防署は、現在、臨時職員1名を含む36名体制となっており、本部職員は臨時職員を含め、私以下6名、消防署員は署長以下30名で、3交代制をとっております。

消防署には警防隊、救急隊、救助隊、潜水隊があり、運用車両は消防ポンプ車両3台、救助工作車1台、高規格救急車3台を乗りかえで運用しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 1 番 田中耕之郎君。

(1 番 田中耕之郎君発言席)

○1番（田中耕之郎君）　ありがとうございます。

続きまして、1日当たりの配置人数等は、現在どのようになってますでしょうか。消防長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　消防長。

（消防長　田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君）　お答えいたします。

消防署は、第1小隊、第2小隊は10名、第3小隊は9名体制となっております。

年休等が出た場合の勤務の最低人員は8名で対応しております。

救急体制につきましては、通常、救急救命士1名以上を含む3名体制で出動しています。呼吸停止、心臓停止の場合及び重症、重体が想定される入電内容であれば、救命士2名を含む4名体制となり、救急救命処置対応で出動となります。

救急車両につきましては、高規格救急自動車3台があり、通常は2台で運用しており、1台は車検等の定期点検及び修理の場合の予備車となっております。

年に70回程度は2台とも出動、また、数回は3台とも出動する場合があります。3台とも出払った場合は、緊急走行できる指揮車で出動も想定しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　1番　田中耕之郎君。

（1番　田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君）　ありがとうございます。

状況に応じて救急救命士2名を含むであったり、救急車が出払った場合にも、それを想定した準備もしているということがよくわかりました。

引き続き、消防長にお伺いいたします。

出動についてですが、119番があつてから現地に着くまで、そして病院搬送にかかるまでの時間は、本市の状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　消防長。

（消防長　田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君）　お答えいたします。

119番救急入電から現場到着までの本市の時間ですが、平成18年は平均8分54秒、平成26年では消防署の位置は変わりましたが、10分01秒となっております、1分7秒の延長となっております。

考えられる要因は、高齢者の通報及び地元になれな人が携帯電話での通報で場所の確認に時間を要したと考えられます。

入電から医療機関到着までは、平成１８年は３９分１８秒、平成２６年は４１分１９秒で、２分１秒の延長となっております。こちらの場合は、救急救命士の処置拡大に伴う現場処置時間の増加及び高齢者等の情報収集に時間がかかったものと考えられます。

○議長（永野裕夫君）　１番　田中耕之郎君。

（１番　田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君）　ありがとうございます。

私が県の平均を聞いた時間と比べますと、本市は長くはなっていますが、県の平均よりは短いと。また、消防署の位置が変わった点等もあると思いますので、それを考えますと、引き続き迅速な対応をしていただいているのではないかなと思いました。

引き続き、１秒でも早く現地に着く取り組みをしていただきたいのですが、この対策としまして、要因はお話していただいたので、今後、おくらしている対策をどういうふうに行ってより１秒でも早く現地に、また病院に搬送できるようにしていくのか、消防長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　消防長。

（消防長　田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君）　対策としましては、１１９番した場合、気が動転し、場所も名前も言わずに電話を切るなどする場合があります、落ちついて消防通信員の誘導に従うよう、広報などで周知する必要があると考えます。

また、救急現場での処置時間の増加については、やむを得ないものと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　１番　田中耕之郎君。

（１番　田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君）　わかりました。

この対策として、広報等で周知すると、必要性があるということで、引き続き、市民の方も冷静に対応できないというのが実際のところだと思います。私の父も火事の現場で電話したときに、気が動転して、自分が何を言っているのかわからないということが過去あったそうなので、そのときになると、通常であれば、名前、住所ということがなかなか難しいのかなということを含めて、事前に周知することで救える命がまた、けが人を早く病院に送ることができるんじゃないかと思いますので、周知のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、本市における地区別の現地到着時間ということでお伺いしたいんですけども、一般の方はパニックにもなったり、また、自分の場所にどのくらいで来るのかというのは、一般的にはわからないと思います。憶測では自分の車だと大体このぐらいなのかなと。ただ、今後のそこにいる方の現場の処置であつたり、冷静に対応するためにも、大体どの地区がどのぐ

らい、自分が住んでいる地域だと、通常であれば、大体このぐらいで来るということも知っておくことも大切だと思います。

そこで、消防長にお伺いいたします。

地区別の現地到着時間について、本市はどのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えいたします。

現場到着時間につきましては、消防署移転に伴い、市街地までは約 7 分、また消防署より遠いところでは平均で三崎浦地区 12 分、下川口地区 16 分、有永地区 32.5 分、大津地区 23 分、坂井地区 26 分、下ノ加江下浦地区 12 分、布地区 15 分、立石地区 28 分、足摺岬地区 30 分となっております。

移転により消防署より東方面は約 2 分の短縮、また三崎・下川口方面は若干の短縮となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

移転によって早い地域もあれば、逆に若干時間がかかるところも出てきたと思うんですけども、足摺岬地区に関して 30 分となっておりますが、またトンネルが開通すると、またこういった時間も大幅に短縮できるのではないかと考えております。わかりました。ありがとうございます。

消防長に最後に提案といいますか、お願いをさせていただきたいと思っているんですけども、現在、消防署の前に出動灯があるんですけども、それが片方、清水から大岐に抜けるときに、消防署側にあるんですけども、そこが出動灯がかなり大きいものでは実際ないと思うんですけども、見にくかったり、またスピードがなかなか出る立地条件といいますか、そういった場所で、救急車、消防車が出ているときに、近隣を運転している方が気づかない。現在、事故ということは聞いたことがございませんが、今後、そういったケースが起り得る可能性もあると思います。

また、観光という面では、本市は市外から、また県外からいろいろなところからこられますので、あそこに消防署があることを知らない方も多くあそこを利用していると思います。私のお願いといいますか、提案なんですけども、出動灯をまた大岐から清水に戻るところにも 1 カ所と、現在、清水から大岐に向かう際に、ちょっと木が遮って、現状、ちょっと見にくくなっ

ていたりしていますので、そういったところを早急により出動しているときには、出動灯が光っていると。そこを近隣を運転している方は、原則、また停止ということに協力してもらえるように、私は追加、もしくはより目立つようにやっていく取り組みが必要ではないかと思っていますんですけども、消防長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えいたします。

現在設置しています出動灯については、逆光などで見えないと話聞いております。そのために出動時には職員２名を道路に立たせ、旗を振り、通行車両を停止させるなど、安全を確認し、出動するようにしております。

議員の発言がありました追加設置については、今後、検討したいと考えます。今のところ、回転灯を高照度のＬＥＤに変えるなど、部分的な改造、また道路脇の木々が張り出しているところがあり、見えにくいため、県土木に伐採の依頼などを考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １番 田中耕之郎君。

（１番 田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

引き続き、人命救助にかかわる方々がより円滑に現場へ行けるような形で、日々努力されていると思いますが、引き続き、本市のために皆様にご尽力していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、２点目の人口減対策と看護師についての質問をさせていただきます。

人口減少ということも、１つのものが原因ではなくて、多様なことが作用して人口減少が起きていると考えております。

本市もさまざまな取り組みをしていますが、やはり亡くなる方であったり、外に出ていく方が多い点も含め、人口減少ということがなかなかとまりません。さまざまな問題や課題がある中で、私は本市に循環型社会の形成をする必要があるということをお話させていただきたいと思います。

結論から言いますと、清水で育ち、学び、働き、暮らすという、清水で生まれ育ってから、そして学び、働き、暮らすというそういったサイクルができることで、人口減少もまた別の形でとめれるのではないかと考えました。

そこで、健康推進課長にお伺いいたします。

厚生労働省が発表しています平成２４年、こちらは高知県の看護師、人口１０万人当たりの

看護師数を見ると、高知県が全国的に見ると最上位で、10万人当たりで言いますと、1,229.9人と、そして47位の埼玉県、こちらが528.4人と、倍以上も差が開いており、全国的に一番厳しい水準となっております。

その結果、医療・介護現場での一定水準を確保することがなかなか難しいと私は思っているんですけども、そこで健康推進課長にお伺いいたします。

本市の看護師の状況は、現在、どのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

まず、本市の看護師の状況について述べるに当たって、全国・県の動向、どのような状況になっているかについてお答えをしたいと思います。

まず、全国的には、平成22年12月に公表された厚生労働省の第7次看護職員需給見通しに関する検討会、報告書によると、平成23年度で看護職員需給見通しとしては、常勤看護師の必要数は病院で89万9,800人、診療所で23万2,000人、介護施設などで15万3,300人、合計140万4,300人が必要と見込まれ、看護師退職者が14万4,600人いることから、新卒看護師や再就職で12万人程度ふえるものの、必要数については5万6,000人に足りないと報告されています。

なお、高知県では251人不足する見込みとされています。

また、平成20年11月に取りまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、医療、介護費用シミュレーションとして、医療提携体制に関する複数のシナリオを前提とした2025年（平成37年）段階における推計結果では、最大で約20万人が不足すると推計されています。

高知県下の看護師の状況については、平成24年度保健師・助産師・看護師・准看護師従事者届けによると、看護職員数は県全体で1万3,962人であり、高知市を中心とした中央保健医療圏で1万973人、78.6%と最も多く、幡多保健医療圏では1,477人、10.6%となっています。

高知県が策定した日本一の健康長寿県構想第2期計画では、県内看護師職員が中央部に集中しており、中山間地域や急性期病院等で看護職員確保が厳しい状況であることから、看護職員確保対策の推進として、看護師等養成奨学金、看護業務の効率化など、働きやすい勤務環境整備、子育てなどで看護業務から離れている方の再就業促進のための就業支援研修等看護職員の確保、定着のための支援を進める方針が示されています。

本市の状況でございますが、平成27年6月24日現在で、市内の病院に勤務している看護

師、准看護師の人数は、常勤、非常勤合わせて１１８人です。そのうち、市外から通勤している方は２３人であり、約２割となっています。

市内の病院へ看護師の状況について聞き取りをしたところ、不足している人数は５人程度だが、６０歳以上の再雇用が１５人いることから、今後、全体で２０人程度の看護師が必要となるということでございました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １番 田中耕之郎君。

（１番 田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

課長が答弁であったとおり、看護職員が現在、県内では中央部分に集中しているということと、さらに本市では、約５人程度不足して、将来的には２０人程度必要になるであろうということをおっしゃっていただきました。

では、引き続き、健康推進課長にお伺いいたします。

看護師不足の要因について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

厚生労働省の第７次看護職員需給見通しに関する検討会報告書によると、看護師不足の要因としては、人員の不足、専門教育の機会の不足、ライフスタイルの多様化等による離職者が多く、また、復職する方が少ないことが主な要因であるとされています。

看護職員の離職率が改善されない限り、需給状況を改善することは困難であることから、定着の促進を図ることは重要な課題となっています。

看護職員の定着促進を促すために、効果的な取り組みとして、有給休暇の取得促進、人を育て、個人を大切にする風土づくり、超過勤務削減のための取り組み、研修体制の確立、外部研修への援助等によるキャリアアップの支援、多様な勤務形態の導入等の対策が必要となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １番 田中耕之郎君。

（１番 田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君） わかりました。

実際に、離職率が高いということで、それを改善するためにも看護職員の安定的な就職先として、雇用がふえることによって、さまざまな有給休暇であったり、課長が先ほど答弁してく

れたとおりの問題が、そういった部分でも解決できると私は思いました。

引き続き、健康推進課長にお伺いいたします。

医療現場においての看護師の必要性について、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

一般病棟で患者対看護師の比率と、患者死亡率を比較すると、常時、患者対看護師が患者4人に対して看護師が1人である場合、これを100%としますと、患者7対看護師1の場合は123%と死亡率が高くなるという調査結果もございます。

病床当たりの看護師数が多いほど、患者の安全性は高いと言えます。このことから、医療現場での看護師数の充実が重要であると考えます。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

やはり、看護師がふえることで、死亡率も抑えることができるということがよくわかりました。

続きまして、本市における看護師の将来性について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。引き続き、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

本市の高齢化率は、平成27年5月末で43.5%であり、今後も上昇すると推計されます。

また、あわせて75歳以上の高齢者の増加が見込まれます。

このことから、入院等による医療を必要とする高齢者がますますふえるため、看護師の必要性は高まると考えます。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 引き続き、健康推進課長にお伺いいたします。

看護師の充足、不足によるメリット・デメリットがあれば、お聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

看護師が充足すれば、患者にとって手厚い看護ができる。看護師不足が解消され、病院の運営が安定するという面から、市民にとっても大きなメリットがあると考えます。

また、看護師が不足すると、十分な看護が行き届かない、あるいは看護師の定数割れ等、病院の運営に支障を来すことも考えられます。こういったことから大きなデメリットがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

健康推進課長の答弁の中で、看護師が少なくなればなるほど、本市の医療にも影響してくる。そして看護師等が充実すればするほど、医療現場においてのサービスも向上するということが非常によくわかりました。

また、病院の運営にもかかわってくるということで、高知新聞の6月26日木曜日の中でも、東部のほうで人材確保を必要とするということで、新しく医師会が看護学校の開校準備を始めているということもあります。なぜそういうふうになったのかということは、先ほども課長からも答弁がありましたが、高知市中心に看護師が集中しているという部分と、室戸市では、病院の運営にも支障を来し、室戸市の病院が夜間の外来診療を中止したということで、その地域地域にとっての医療現場において、看護師が不足するということは、本当にメリットはなく、デメリットしかないということが非常によくわかりました。ありがとうございます。

続きまして、企画財政課長にお伺いいたします。

本市の若者の人口がどれだけ動いているかについてでございます。

本市の若者と言いましても、20代から39歳までの人口流動がどのくらい本市で起きたのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

本市における昭和62年、平成13年、平成27年の20歳から39歳までの住基人口とその構成比につきまして、3月末の数値でもって答弁をさせていただきます。

昭和62年は総人口2万3,391人のうち、5,133人で、構成比は21.9%、平成13年は総人口1万9,228人のうち、3,170人で構成比は16.5%、平成27年は総人口1万4,937人のうち、2,042人で、構成比は13.7%となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本市における人口減少の中で、特に私が若者と今回、一般質問させていただきました 20 代から 39 歳までが年とともに、本当にこの比率が小さくなってきていると。その結果、出生率等々にもかかわってくると思っております。

さらに掘り下げて、なぜこのように下がったのかという点で、引き続き、企画財政課長にお伺いいたします。

本市における清水高校へ中学校卒業して進学されている方と、清水高校を卒業した後の進路について、どのように把握していますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

教育委員会並びに清水高校にお聞きをした数値にて、答弁させていただきます。

まず、清水高校への進学数につきまして、平成 24 年度は統合前の 5 校の合計となります。市内中学校の卒業生 137 人のうち、清水高校への進学は 78 人、平成 25 年度は清水中学校卒業生 105 人のうち、清水高校への進学は 46 人、平成 26 年度は卒業生 119 人のうち、清水高校への進学は 55 人となっております。

次に、清水高校卒業後の進路につきまして、答弁させていただきます。

平成 24 年度卒業生の進路は、大学 21 人、短大 6 人、専門学校等 32 人、就職 18 人の計 77 人、平成 25 年度卒業生の進路は、大学 14 人、短大 6 人、専門学校等 28 人、就職ほか 21 人の計 69 人、平成 26 年度卒業生の進路は大学 14 人、短大 4 人、専門学校等 19 人、就職 19 人の計 56 人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

人口流動といいますか、本市から市外に出られている方というのが、中学校を卒業したと同時に既に始まっているんだということが非常によくわかりました。

平成 24 年度、市内の中学校から清水高校へ行かれた方、パーセンテージでいうと 56.9% になってます。しかし、25 年、26 年と 43.8%、46.2% と減少しています。このまま減少すると、清水高校のもちろん生徒の数も減りますし、どんどん市外に人口が流れていき、結

果的に先ほど、企画財政課長が答弁してくれました２０代から３９歳までのこちらの人口も必然的に減ってくるのではないかと考えております。

また、高校を卒業しても、大学、短大、専門学校とやっぱり本市では学ぶことができないことがどうしても多々あるため、外に出られるのかなど。それは中学校卒業した方にとっても、選択という意味で市外を選ばれている方が多くいるんじゃないかなと思いました。

引き続き、企画財政課長にお伺いいたします。

本市の若者の人口減少について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

全国の地方自治体の多くにいえることではありますが、過疎・少子高齢化が若者をはじめとする人口減少の大きな要因であると考えております。

戦後、日本では３度にわたって若者が地方圏から大都市圏へ大きな人口の移動がありました。第１期は１９６０年から１９７０年代前半までの高度経済成長期であります。本市でも１９６４年度末に年間約２,８００人余りが、また１９６８年度末に年間約１,７００人が減少をしております。人口移動の第２期は、１９８０年代後半のバブル経済期、第３期は２０００年以降の時期であります。特に第２期と第３期は、東京圏への流出が顕著であり、若い世代が大量に流出する社会減と出生率の低下という自然減によりまして、地方は都市部に比べ、数十年早く人口減少に至ったと言われております。

本市におきましても、地元働く場所や希望する職種、また高校卒業後の進学先がないために、若年層のほとんどが市外に転出していきます。この若年層の減少が出生者数の減少にもつながることから、社会減が結果的に自然減をもたらし、過疎・少子高齢化が急速に進んだものと考えております。

また、非正規雇用の増加や未婚、晩婚化の問題、養育費、教育費等の子どもに係る経済的負担への不安なども少子化の原因になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） １番 田中耕之郎君。

（１番 田中耕之郎君発言席）

○１番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に人口減少する中で、どうしても本市では設備環境が整っていないものや、また本市にない職業であったり、さまざまな要因があるということで、実態もかなり把握、行政としてもされていると思いました。

また、この問題に対して、これからどういうふうな形でアクションを起こしていくのかという点が、非常に私は重要になってくると思います。このままいけば、先ほど、企画財政課長から言っていただきましたが、若者も本当に中学校を卒業して、また高校を卒業して、どんどん市外に流れていきます。そういった流れを変えるためにも、私は看護科を導入して、本市で学び、また高校の３年では、准看護までしか資格はとれませんが、将来的に看護師までとれる形になれば、本市で資格も取り、また本市で働くことができる、そういった環境ができるのではないかと考えております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

現在、高校で看護を学ぶためには、高知県では高知市に行くしかありません。西部地区、東部地区とともにありません。高校で学ぼうとすれば。

また、学ぶという観点からでも、高知市に行かなくても、この本市で学ぶことができる環境が整えば、中学校を卒業した方が、また高校に行く新しい選択肢となり、また、清水以外からこの幡多郡の方が本市を選ぶきっかけにもなり、また清水高校の活性化にもつながって、将来的には本市の活性化につながると考えております。

教育長にお伺いいたします。

看護科導入についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

清水高校は、昭和２４年、高知県立清水高等学校として独立以来、市内唯一の高校として全盛期には普通科、漁業科、定時制課程を有し、これまでに１万１，７６１名の卒業生を世に送り出しております。

ところが、急激な少子化の進行に伴い、生徒数は減少傾向にあり、平成２０年度には２４０名であった者が、本年度は１６５名となっております。

清水高校について、学校設置者である高知県においても、この状況は十分認識しており、昨年度から連携型中高一貫教育校や最低規模の特例校としても認定をいただいております。

議員ご提案の看護科設置につきましては、看護に関する資格取得を希望する生徒にとって、この上ない朗報であり、また複数の学科が創設されることとなると、生徒数の増加も期待できます。

しかしながら、平成２６年１０月、県教育委員会作成の県立高等学校再編振興計画、これは平成２６年度から３０年度までのものでありますが、清水高校については、先ほど述べましたように、連携型中高一貫教育校や、最低規模の特例校として、高台移転を掲げております。ま

た、そのほかの内容を見てみますと、科の縮小再編や統合計画等が記されております。

以上のような状況を考えたとき、新たな学科の設置へのハードルはかなり高いものがあるのではないかと考えております。

いずれにしても、清水高校は、本市の最高学府であり、その存在は唯一無二のものであります。これからの清水高校のあり方を含め、清水高校や県教育委員会と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） 教育長、ありがとうございました。

本当に新たな学科を設置するというのは、非常にハードルが高いということもよくわかりました。

しかし、このまま何もしてないわけでは全くないと思うんですけども、今の流れのままでいってしまうと、本当に清水高校を選択する方、また、高校を卒業してからの将来を考える方の選択肢の中で、清水はこの高知県の中でも本当においてけぼりで、どんどん自分がしたいこと、高知市に行こうとか、そういった流れになってしまうんじゃないかと非常に危惧しています。私は、この生まれ育った土佐清水市が大好きで、東京に出たものの戻ってきました。またそういった方々も多くいらっしゃるのも事実です。

しかし、現在のままの流れでは、人口減少という観点から、また介護の医療等の充実を図る中でも、非常に厳しい中で、本当に最悪な状態を待つしかないのかなと、私はできれば、あの手この手でできることを一つ一つやって、ハードルが高いと言われてますが、それに対して要望活動をし続けることによって、もしかすると1%の望みかもしれませんが、活路があるんじゃないかと。また、そうなったときに、本市にとって、また幡多かいわいで看護師を目指す方にとって、新しい選択肢として非常に喜ばれるんじゃないかと思っております。

最後に、市長にお伺いいたします。

私は、看護科を導入することで、看護師の育成につながり、高知県また本市の看護師の不足に対して対応ができ、さらには本市の医療環境の充実、また、看護師は残念ながらまだまだ女性の仕事という観点が多いのかもしれませんが、基本的に看護師をされている方は9割以上が女性です。本当に女性の方々が活躍していただいて医療現場を支えていただいているわけです。そんな方々が先ほど離職率等のことも健康推進課長から答弁がございましたが、女性がより活躍するためにも、こういった看護科を導入し、そういった女性が活躍できる環境を整えることが、非常に本市にとって、また高知県にとっても意味があることではないかと思っております。

将来的には、看護師資格を取得できるようになれば、冒頭でも申しました清水で育ち、そして学び、そして働く。そしてまた暮らして次の世代へという新しい循環ができると思います。過去に本市もあったと思っております。漁業科があったときです。漁師をされる方がもちろん漁業科行かずに中学校を卒業して漁師になられる方もあったと思いますが、漁業科を出て漁師になられた方も多くいらっしゃると思います。そして、そういった方は清水にそのまま定着して暮らしていただいているもの事実だと思います。

そういった意味でも、看護科を導入することで、現在、若者が流出していること全てを解決することはできませんが、その打開策としては、私は非常に必要だと思っております。ハードルが高いことは承知の上で、その必要性を県に対して粘り強く要望していただきたいのですが、市長のご所見はいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただ今、教育長より清水高校の現状に基づく所見について答弁がありました。

先ほど、ご指摘のように、かつて漁業科があったときには、本当に今の漁業、そして水産関係を担っている中心的にやっているのは、この漁業科出身の方々の力で、今も水産関係全般回っているというふうに私は思っておるところであります。

私も公約といたしまして、清水高校にジョン万国際学科を設置、これを挙げております。これまで教育長とともに県教委、中澤前教育長、また新しく赴任された田村教育長、それぞれ教育委員会のほうに再三赴きまして要望活動を行っているところです。

しかし、先ほど教育長が答弁ありました高知県では、県立高等学校再編振興計画、これを打ち出しておりまして、その中で清水高校の位置づけ、また県下的にも少子化が進展する中で、市内では今、問題になっているんですが、中高一貫教育を行っている高知南高校も西高と統合する。そういう動きといたしますか、計画のもとで進んでおるところであります。

ただ、医療行政関係者と行政で構成しております医療行政委員会というのがありますが、そこでもこの医療・介護・福祉現場における慢性的な医師・看護師・介護士、この不足というのが大変深刻な問題になっておりまして、今のご提案の看護科、そして介護のコースというのも話題に上がっているところでもあります。

いずれにいたしましても、この特色のある学科の新設というのは、これは今後における清水高校の存続、また本市の活性化策につながると考えておりますので、引き続き、どうやってできるのかも含めて、考えながら、また県教委に引き続き要望してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に県に要望して、すぐ設置ができるものではなく、むしろ新しい再編成が行われている中で、その科について設置するというのは、教育長、また市長ともに重々ご承知だったと思います。

しかしながら、本当に清水がこのままではいけないという気持ちも持っていると思いますので、本当にできる限り、5 年後、10 年後、清水の町が後悔しないように、清水高校、今回は、清水高校へ看護科の導入についての提案ですが、そういったことを含め、今できることをしっかりと最善を尽くしていただきたいと思います。

できれば、本当に無理なことを承知の上で、特色のある学校にしていくためにも、できれば看護科の導入を引き続き前向きに検討していただけたらと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後 1 時 10 分まで休憩をいたします。

午後 0 時 02 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

11 番 仲田 強君。

（11 番 仲田 強君発言席）

○11 番（仲田 強君） 最後の質問になりますが、本当、議長には申しわけございません。

1 日、2 日と一般質問、本当に超満員の傍聴でしたけれども、決して私が悪いとは議長、思っていないと思いますけども、本当に閑散としております。

その分、執行部の方も答弁で遠慮なく話もできるんじゃないかなろうかと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

今回は、空き家対策特別措置法という施行に伴う本市の取り組みについて、まず危機管理課長に質問します。

平成 26 年 11 月 19 日に成立したわけですが、同月 27 日に公布されたということで、これはご案内のとおりでございます。

昨年 12 月議会で 12 番の武藤議員がこの件に対して質問をされておられますし、12 月にはいち早く一般質問をされ、この件に関して副市長とのやりとりの経過を踏まえまして、質問をしてまいります。

その後、政令等閣議決定されまして、２７年２月２６日に一部施行、そして５月２６日に完全施行になったわけでございます。

そこでまず、同法によってどのような対応が可能になったか、確認の意味も含めまして、課長に質問をいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

空き家対策特別措置法の施行によってどのような対応が可能になったかということですが、大きく分けて２点あると思います。１点目は、空き家対策を進めていく上で、重要となる所有者等に関する情報を把握しやすくするために、固定資産税の納税情報の活用が可能になったことです。

これまでは、固定資産税の課税などの事務以外での利用は、行政組織内部でも認められなかったものが、今回、法律の施行のために必要な限度において活用できるようになりました。

そのほかにも、不動産登記簿や戸籍情報、電気・ガス等の使用状況等の提供を関係団体に求めることができることも定められております。

２点目は、特定空き家等といいまして、防災・衛生・景観、その他周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす状態にある空き家等の所有者等に対しまして、市町村に当該空き家等の状況、修繕に関する助言・指導、また勧告・命令といった措置を行う権限が付与されたことです。

この措置を行うために必要な限度において、当該空き家等への立ち入り調査を行う権限も付与されております。

なお、この措置のうち、勧告を受けると、住宅用地に係る固定資産税などの特例措置の対象から除外されることになります。そして、命令措置に従わない場合は、５０万円以下の過料を科すことになります。また、市町村が強制的に撤去するなど、行政代執行ができることになっております。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） どうもありがとうございました。

確かに今まで立ち入ることのできなかった、また所有者判明に行きつかなかった、そういった部分というのは解決されますし、ある意味で行政がかわりに執行もできるという、またそういう一歩も二歩も踏み込んだ法改正だと思います。

特に、税制の部分におきまして、そういう連携がとれる、また今、減免６分の１になって

ますが、6倍の固定資産税になる、そういう減税のためにという意味ではなかったと思いますけれども、そういう野放しにしている空き家に対する、所有者に対するペナルティーというのは厳しくなったということは、1つの大きな改革だと思います。

やはり国がこれをここまで法整備していったというのは、これは各地方の議員の武藤議員もいろいろ9月、12月の質問のときにも言われましたけれども、そういった該当する家に、いろんな意味で近辺含めて影響をもたらして、そしていろんな声が出てきて、そしてそれを行政と議員との中で、どうしても行き当たることができない部分、そして立ち入ることができない部分、そういったものの壁というのがあったわけです。それは皆さんもご存じのとおりでございます。私も何件かまちづくりとか、そういったところに相談したことがございます。しかし、どうしても1つの壁、破ることができないと。行政も気になるけれども、どうしてもそこから立ち入ることができなかった、そういう声が全国的になりまして、やはり国会議員のそういう動きというのになったと思っております。

次に、もう1件、危機管理課ではそういった今、災害時というこの時期に合わせた時節の問題もあるわけですが、そういった災害時の避難路確保の観点から、避難に支障を来す恐れのある老朽化住宅に対する対応を進められておりますが、現状調査をお聞かせください。特に通告していますように、今回は今までの空き家に関する対策とか、そういった部分をちょっと狭めております。はっきり申しまして、特定空き家と部分に関しての質問をしますので、企画財政課のそういう空き家バンクの利用とか、空き家の定住移住とか、そういった部分は省きまして、指定された特定空き家という部分の対応ということに絞っての質問をしますので、調査の中でわかる範囲で構いません。お知らせをいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

特定空き家の数としましては、特定空き家とすべきかどうかの判断に当たっての参考基準がこの5月末に示されたばかりで、それを参考に本市の認定基準を作成することになります。そのため、特定空き家の数としては、現在のところ把握できておりません。

ただ、昨年8月から9月にかけては、倒壊することによって避難道を塞ぐ恐れのある空き家について、調査をしておりまして、その際、29軒を確認しております。このときは、住宅の所有者等までは調べてなかったわけですが、各区長に地図上で一応お知らせするとともに、補助制度の紹介も行いまして、これまでに撤去につながったケースも出てきております。

このように一定の調査を行っているんですけど、今回の法律施行を受け、空き家対策を進めていくためには、まずは空き家等の所在、状態等を把握することが必要ですので、現在行って

おります耐震診断促進のための戸別訪問にあわせて調査を行っていくこととしております。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ありがとうございます。

危機管理課という所管ですので、どうしてもそういった空き家に対する概念の持ち方というのが、やはり避難路確保、また耐震性、そういった部分からの調査ということで、29軒ですか、今。これには避難路に関係してなくて、そのまま住宅地の中に放置されたままという、そういったものは余り入ってないと思うんです。

今まで一連の質疑の中で、9月からの議会の中で、やはり一番今回課題となっている特定の空き家、ここら辺に集中した質問がありましたし、避難路等とか、危機管理課の本来の所管の部分においては、今までいろんなところで各議員が質問をしております。29軒ですので、これは避難路の側あるそういう特定空き家だと思いますが、それ以上の部分もまた逆にあると思うんです。掌握していないというか、まだそういうところに行っていない。

それと5月26日ですか、全面施行になったのは。というのは、12月の副市長の答弁の中でも、やはり基本方針、そういったものが定まった上での答弁がありましたし、また、立ち入り調査とか、そういった今、課長が言われたいろんな一歩踏み込んだ、二歩も三歩も踏み込んだ法令の整理ということで、最終的には特定空き家のガイドラインというのができたわけです。それにのっかって今からスタートをするという、そういうふうに理解をするわけですが、今度は副市長に質問します。これは議長のほうにも先般、了解いただきましたけれども、資料の。これが1軒の家なんですけども、緑ヶ丘の池田さんのところの店から2階の家のほうにのぼる分かれ目のところの10年以上になりますか、こういう状態が1軒ある。最初、どこが玄関か、どこが庭か、どこが裏かわからない。これが正面です。こっちは横のほうから写した分。家の形じゃない、裏回ったらこれやったんです。これはそれぞれ議員もご存じで、いろいろ相談も受けられたと思います。こういったものが放置されている。今回、私はこの特定空き家という部分に対して、本当にこの法令ができたこと、またこれをどれほど待ち望んでいたかわかりません。私も自分のそういうネットワークの中で、かなり国政のほうにも訴えたことございますし、やっとできたなど。議会報告会でも、以布利でも9月の議会が済んで出ました。法案が通ったらそういう形でまた対処できるようになりますよという話をしたことがあります。

こういった一連の中で、きょうはこれ一本に絞りますので、余り難しい法律論争はしません。憲法学者ではございませんので、ただ、今言われたように、副市長も認識はしていただきましたか。この建物の認識は。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 今、写真、先ほども見せていただきましたけど、緑ヶ丘の民宿みかんの上に上がっていく三叉路の角の家かと思うんですけど、詳しくは認識はしてないんですけど、大体場所的にはわかりました。

○議長(永野裕夫君) 11番 仲田 強君。

(11番 仲田 強君発言席)

○11番(仲田 強君) 1つを解決すれば、まだ危機管理課が掌握しているので29件もあるということ、まだそれ以上ふえるわけですね。ある意味で。そういう1つの一步を開くためのきょうは質問なんです。そこを私はまず、確認をしておきたいと思います。

今、副市長にはまず、本市の取り組みということで聞いておりますので、まず副市長の取り組みの考え、所感というのを先に聞かせてください。

○議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 今回、特別措置法が施行になって、本市のこれからの取り組み、対応についてご説明いたします。

まずは、市民からの苦情相談等に対応する総合窓口を設置したいと考えております。

あわせて、庁内に空き家等対策委員会を設置し、国のガイドライン、先ほど議員も紹介ございました5月26日に示されているものです。

ガイドラインを参考にした特定空き家等の認定基準の作成や、個別案件への対応方針等協議を行いたいと考えております。

また、市内全域の空き家等の調査、先ほど、危機管理課長から答弁ございました、今年度より実施いたします。を行い、空き家とその中で対策が必要な特定空き家等を区分、把握し、データベースとして整理したいと考えております。

あわせて国が策定した基本指針に即した空き家等対策計画を作成し、本市の空き家対策を総合的かつ計画的に実施してまいりたいと思っております。

まずは、国の示したガイドラインを参考にしながら、特定空き家等の基準を早急に決めていきたいというふうに思っております。

○議長(永野裕夫君) 11番 仲田 強君。

(11番 仲田 強君発言席)

○11番(仲田 強君) 確かに法が出た以上、法にのっとって対応していくというのは、これは一番の常套だと思います。

ただ、特定空き家というのは、認識されてます。はっきり言いまして。後づけでこういう建

物、こういう状態というのが法整備されただけでありまして、大体各市町村に苦情とか、またそういう陳情の形できているのは、ほぼ空き家の中でも特定の部類に入る。それは先ほどの避難路の側にあるかというのは別です。だからそこを考えたときに、これを見て、まず窓口から通して話をする話かということなんです。はっきり言えば。ただ、手順として、やはりそれは必要なことです。しかし、今、課長も29軒というのは把握されています。これは窓口を通して云々じゃないわけですよ。それは国の避難路に対する補助金との兼ね合いもありますので、そういった中での作業を進むのは当たり前ですが、今回、私は決してそういう法令にのっとつての中でも、もっとスピードアップのできる条件の1つの事案だとこれは思っています。ですから、一つ一つやっていって、大体今の中でやって、それから法的な手続をして、所有者が見つかれば、所有者のところまで行ってという流れになるわけでしょうし、また、最初は助言したり、勧告したり、指導も入ると思います。それから最初の命令、それでその後の部分がどうなるかというのは、またそれから時間がかかるわけですし、最終的に代執行するまでにはかなりの時間がかかる。こういった作業というものが9月の議会、12月の議会、恐らく思い描かれていたと思います。このことに対しては。副市長も12月はちゃんと答弁してますので、流れというのはわかっていらっしゃった。

ですから、きょう初めてこれを見たというわけではないと思いますので、例え見たということにしても、私はそういう対応というものをしっかりしていただきたいと思うし、特に10年以上になると思います、ここは。ですから、その間、いろんな市政変わりましたがけれども、泥谷市政の行政の光が入ってない1つのシンボルなんです。

泥谷市政の、副市長、まさに知将としてやられる。きょうは本丸はここなんです、私は。だから、この本丸をどう落城させるかどうかの話をしたいんです。ですから、このまま何年か先かわかりませんが、1つの日の当たる行政の日の当たらないシンボルとして、まだ置いておくのか。それともそういう動きが先々見えるように、すぐ形として入れるのかどうか、そこら辺をはっきり聞きたいんです。副市長に。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 答弁します。

今、議員ご案内の緑ヶ丘の分は、先ほど言ったように、場所的には私も認識はしておりますけど、どういう状態なのか、今、写真で詳しく見させていただきました。

あわせて、今回の特別措置法というのは、私も以前、防災担当を長いこといたしまして、この空き家には大変苦慮したこともございます。もう十数年前になりますけれども、災害というか、台風時期にはいとみが飛んだり、瓦が飛んだり、といが外れたり、何とかしてくれということ

で、多くの住民の方から要望がありました。あるところは、崩れかけて、先ほど、その写真を見させていただいたんですけど、それ以上に傾いて、民家の住宅に今にも倒れそうな住宅の話もあって、以前、弁護士にも相談して対応したこともございます。なかなか当時はこういう法律ができていませんでしたので、具体的に弁護士もこうなさい、ああしなさいという回答とありますか、助言はなかったんですけど、この法律ができて、私個人もそういう過去の思いがございまして、それにのっとっていけば、一定の整理はできるというふうに認識はしております。その緑ヶ丘の特定の家という、議員はそういう形であるんですけど、私は、今、市内には多くのそういう空き家が存在していると認識はしております。そういう部分の1つの突破口として、議員は緑ヶ丘のというふうなご提言やと思うんですけど、まずは先ほども申したように、法が後なのか、現実か先なのかは抜きにしても、手続としての認定基準というものがまだ市としては明確に決めておりませんので、そういうものをつくった後に、その物件がそれに対応、恐らくなるだろうとは思いますが、また市としてそういうものが明確な基準を示していないので、この場でそれがすぐ対応になるとは言い切れませんが、そういう基準を早急に制定して、その物件についても検討を行いたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） これ以上、あれだと思いますが、認定というのは先ほど副市長、ガイドラインを1つの参考としてと言われた。大体恐らくはそこの中に納まると思いますよ。それ以上、それを拡大することは構わない。これは自治体で認められているわけですから。少々拡大解釈してもいいし、だから、そういう特措法の中でも空き家の関連のガイドラインというのは、ある意味ではゆだねてますよ。その立ち入り調査にしても、それをするによって、逆に責任をもたされるようになるわけですから、自治体のほうは。だって、こういう建物に対する法令というのは、ちゃんと対応していくということを約束していますから。逆に住民から今度、言われる立場になるわけです。この写真を見ても、上のほうに蔦か何か全部生え渡っています。だから、逆に言えば、こういう権限をゆだねたかわりに、スピードアップであり、また住民から常に監視される。行政はやりよるのかと思います。

本当に行政が代執行ができるところまでいくには、かなり時間もかかると思います。一つ一つの物件においても。

だから、そういったことというのをやはり12月の一般質問のときに、副市長はいみじくもそういう方向性はちゃんと見定めておられるわけですから、恐らく特定空き家に見込まれるであろうという部分ぐらいは、手を打っていかないと、法律ができて、施行がやっと5月26日に決まったから、そういう感覚じゃ僕はいかんと思いますよ。いかんという言い方は申しわけ

ない。僕より詳しくいろいろ調べて尽力なされてますけども、ただ、今までこういう１０年とか、長い間、行政のなんか１つの陰りの光が当たっていない部分、こういったものというものにはやはり敏感に反応していく、そのために法は変わるわけですので、ぜひ、きょう今すぐ、いつまでせえとか言いません。もちろん。そういう大人げない話ではないですけども、ほかの万般にわたって、きょうは市長に答弁求めてませんので、ぜひ、副市長、早いうちに外堀を埋めつつもりですので、落城を図っていただきたいと思います。

最後、一言お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 議員おっしゃるように、すごくわかります。私自身もこの法律ができたことによって、先ほど申しましたけれど、なかなか行政として手が出せなかった部分が行政代執行までできるという法が整備されましたので、早急にその体制はとっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） ありがとうございます。

この件だけやなくて、いろんな意味で、一番現場の声、また現場のそういう苦渋というのはわかっていらっしゃる。またそういう副市長の今までの経過、経歴がありますので、それをしっかりと信頼しながら、ぜひ、いい形でお願いしたいと思います。決して、私が議員の終わるまでには何とかという気持ちもありますけれども、そこまできなくても、もっとスピードアップできるものと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、健康推進課長にお尋ねします。

介護保険制度の改正に伴う本市の取り組みということで質問させていただきます。

健康推進課長には、昨年４月でしたね、就任したのは。就任してすぐ６月に地域包括ケアシステム構築に関連して一般質問を通して議論を重ねてきました。６月、９月、１２月、それと３月も私やりました。関連した質問でやっています。

課長就任以来、積極的に取り組まれていることは十分に認識をし、また、評価もしております。特に、高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画の策定におきましては、職員の皆さんはじめ、関係各位のご尽力にこの場から謝意を申し上げる次第です。

今回の質問は、平成２７年４月１日に施行されました介護保険制度の改正に伴う本市の取り組みについてであります。まだ３カ月しかたっていないのにとの思いもあると思いますが、い

ち早く健康推進課長、本当にいち早く取り組んでおります。

先般いただいたこの計画についても、きちっと事業を引き継いで、２７年度には実施すると書き込んでおるということは、この４月に就任してからの取り組み、またそれまでの前課長らの取り組みの継続性というのが感じることができますし、そういった点で評価をしております。

今回の質問は、先ほど申しましたように、本市は先駆けて取り組みを手を挙げられましたので、今までいろいろやってきました。要点を絞って質問させていただきます。

はじめに、全国一律の予防給付、訪問介護、通所介護が市町村の取り組む地域支援事業に移行されました。３年間の移行期間が残されていますが、どのように進めているか、また、これからどのように進めようと考えているか、質問をいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

今回の介護保険制度の改正では、これまで要支援１、２の方が予防給付としてサービスを利用して介護予防訪問介護と介護予防通所介護が平成２９年度末までの３年間を移行期間として、市町村が取り組む介護予防日常生活支援総合事業に移行されることとなりました。

その中で、本市では、この４月から介護予防日常生活支援総合事業に移行したものです。

サービス内容は、制度改正前と同様であり、介護予防訪問介護事業は、認知機能低下等専門的な支援が必要な方への訪問介護員による身体介護、生活援助、介護予防通所介護事業は、生活機能の向上のための機能訓練を行うものです。

介護予防ケアマネジメントにより、サービスが必要な状態であれば、これらのサービスを利用できます。なお、既にサービスを利用しているケースでは、サービスの利用が必要な場合は継続して利用することができます。

現行の訪問介護相当、通所介護相当の事業のほかに、多様なサービスとして訪問型サービスでは、予防による自立生活の継続を目的とした生活援助を行う介護予防・生活支援員派遣事業、住民主体の活動として、生活援助等を行ういきいきサポーター地域支え合い活動事業、要支援者等を対象とした運動機能向上、栄養改善、保健師等による訪問による居宅での相談指導等を行う要支援者等支援事業、体力の改善に向けた支援が必要なケースや、ＡＤＬ・ＩＡＤＬの改善に向けた支援が必要なケースを対象とした短期集中訪問リハビリテーション事業、いきいきサポーター地域支え合い活動事業と一体的に買い物支援、定期的な見守り支援等、状態を踏まえながら住民主体で支援する生活援助があります。

通所型サービスでは、運動器機能維持向上、低栄養予防等栄養改善、健康管理支援を行う生活支援運動教室・栄養改善事業、体操・運動等の活動を住民の自主的な通いの場である運動教

室等で行う要支援者運動教室、栄養改善教室事業、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムにより支援する要支援者等短期集中通所支援事業を実施しております。

これらの多様なサービスについては、新たに取り組むものであり、今後、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関や民生委員児童委員協議会等と連携しながら、サービスの内容を充実していきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） どうもありがとうございました。

確かに、取りかかりが県下でも土佐市ですか、もう1市は。本当にこの大変換の施策を先に取り組まれておるということは、大変に評価しております。

先進地であるこのヘルスケアというんですか、やっぱりヘルスケアにおいての構築というのは、本当にああいうバベルの塔を建てるようなものだという、そういう難事業であると、また大変困難が多い、そういうふうに言われております。

大変にそういった点で、今回、質問もしておりますが、4月1日から実施された、それまでの準備、本当に進んでいるなと思いますので、そういった点を踏まえまして、こういった県下、本当に多様性に応えるサービス、こういったことを取り組んで、これからだと思いますし、またこれから予期しないいろんな壁、困難の部分というのはあると思いますので、ぜひ、一層のご精励をお願いしたいなと思います。

今回の改正に伴い、戸惑いを受け、不安をもたれるのは、地域支援事業の利用者をはじめ、介護事業に携わっておられる方々だと思います。介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでの一次予防、二次予防の事業対象者区別がなくなり、要支援1から2を含む介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に区分されるとともに、居宅介護支援事業の指定権限の市町村への移譲等、市独自のその体制づくりを整えていく中で、介護事業所運営上の不安や事業展開に対する先行きの不安、不透明さへの不安等を感じておるのではないかと思います。各事業所に対して聞き取りや十分な説明がなされ、介護事業所との連携は十分に図られているのか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定に当たり、昨年10月には、市内で介護事業所を運営している医療機関、社会福祉法人のうち、主な5つの法人への経営の実態等の聞き

取り調査並びに介護保険制度改正の概要説明を行いました。

本年２月には、要支援１、２を対象とする介護予防訪問介護、通所介護を実施している市内７事業所に対して、個別訪問し、介護予防訪問介護、通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することの説明及び介護予防・日常生活支援総合事業として実施する事業の内容説明を行いました。

加えて、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターやいきいきサロン等の一般介護予防事業、ボランティアや民生委員による地域福祉活動を推進している社会福祉協議会と随時打ち合わせ等を行い、介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施できるように取り組んできました。

このほかにも、市内医療機関、介護事業所等を対象とした在宅医療多職種連携合同会議で、２月には地域支援事業の改正概要、地域支援事業の構成、内容について説明し、質疑応答を行い、５月には土佐清水版地域包括ケアの推進についてと題した講演を行い、介護保険制度改正に伴う地域支援事業の具体的な内容、方向性を解説した上で、質疑応答を行いました。こうした取り組みのほかにも、随時介護事業所からの問い合わせ等に対応しており、介護事業所との連携は一定進んでいると考えますが、今後もより連携を図るための取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） 大変にありがとうございました。

経過報告、またそれぞれの事業所や関係団体との折衝、説明、十分になされたと思います。

ただ、こういう移行期というのは、十分に説明したつもりでも、なかなか現実変化するわけですので、現場の方というのは戸惑いが起きると思います。これは事業所のみならず、利用者の方々もだと思いますので、より一層、そういう不安な部分に関しては、丁寧な説明等をやっていたきたいなと思います。

今回、質問するに当たり、平成２６年２月から３月にかけて実施された本市の日常生活圏域ニーズ調査の集計結果報告を拝見しました。対象者が要介護・要支援認定者及び６５歳以上の方で、発送数６,２９４票、回収数３,４６９票、有効回収率５５.１％ということです。質問内容も多岐にわたっていますし、集計、それから分析、総括に至って、本市の高齢者福祉の実情を知る上で大変役立ちました。高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に大いに反映されたものと思います。改めて携われた方々に感謝申し上げます。

さて、介護保険制度の改正に伴って、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の利用者

の不安や思いへの対処はどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。先ほどは事業所を中心に、今回は利用者に対する対応、配慮というか、そういった点をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、新たな取り組みであり、円滑に移行することを考慮して、既に要支援１、２の認定を受けている方については、認定更新の際に地域包括支援センターが丁寧に説明した上で、サービスの利用を行うようにしています。

また、新規の認定申請者については、健康推進課並びに地域包括支援センター職員が事業内容等について十分説明するよう努めております。

これまで、要支援認定者が受けることができた介護予防サービスは、これまでどおり全て実施するとともに、多様なサービスに新たに取り組み、サービス内容を充実することで、利用者への十分な支援を進めていきたいと考えております。

また、介護予防・日常生活支援総合事業は、２５項目の基本チェックリストにより該当となれば、要支援認定を申請することなく、介護予防訪問介護、通所介護相当のサービスや、訪問型サービス、通所型サービス等、多様なサービスを利用することができることから、要支援高齢者にとって利用しやすいサービスとなっております。

そのほか、４月には、介護予防・日常生活支援総合事業を市民に周知するため、パンフレットを作成し、全戸配布をしております。また、民生委員の研修会で事業内容について説明するなど、機会を捉えて事業説明に努めております。しかし、今年度から新たに始まった事業であることや、県内でも本市を含め、２市のみの実施となっておることもあり、事業の知名度が低いことから、利用者の皆さんが戸惑いや不安があることも考えられます。

今後も、介護予防・日常生活支援総合事業の内容等について周知を図るとともに、要支援高齢者本人やその家族への丁寧な説明に取り組み、利用者の不安や思いへの対応をしっかりと進めてまいります。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） どうも課長、ありがとうございました。本当に毎回毎回、しかし確実にいろんな提案もさせていただいています。実施はまだこれから、今やっと骨組みをつくり上げて、そして地域におろしていつている段階でございます。先ほど、答弁の中でもあったように、他に類を見ない、ある意味での市民もわからない状態の中での取り組みということで、

より一層の説明、丁寧な事業の推進の仕方というのがなおさら求められるものと思いますので、ぜひともその点、また一層のご努力をお願いしたいなと思っております。

次に、これから市長にお尋ねをしたいと思います。

次に、地域の活動、ボランティア等の充足はについて市長に質問します。

地域でいきいき安心、土佐清水を目指す上からも、地域での支え合いやボランティア活動の構築は必要不可欠であると考えております。

さきの3月会議におきましても、私はボランティアポイント制度の導入を提案し、地域活動を喚起させるべく一般質問をした経過があります。まだ3カ月余りしかたっていないので、答弁で示されたように検討の段階だろうと推察しています。

ところで、市長は、いきいきサロンにもよく足を運ばれておられますので、お聞きします。サロンのトイレや階段等の設備が地域によって不十分なところがあるとの声を聞いております。サロン等に参加されている方は問題ないわけですが、来られていない方にももっと目を向けてほしいとの声もあります。

また、参加しない方の中には、サロン等に行く手段がないと言われる方もおられます。まず市長は、認識されておられますかどうか、またどのように対応を図られるのか、ご答弁を求めたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、健康推進課長からも答弁がありましたが、本当にこの高齢者福祉計画及び第6期の介護保険事業計画の作成に当たりましては、先ほど議員も言われましたが、日常生活についてのニーズ調査、これに基づいて、私は県下でも進んだ内容になっていると高く評価をしております。

ただ、88歳の高齢者に対する祝い金を5万円から3万円に下げたことばかり走って、本当にこういう総合的な土佐清水市の独自の優位性をもった政策について、余り表に出ないのが、私は不満でたまらないわけではありますが、本当にこの介護予防・日常生活支援総合事業に9,700万円、それから介護予防拠点施設に8,500万円も入れて、本当に県下に先駆けた取り組みもやっておりますので、ぜひその辺も市民の皆さんにもご理解をいただきたいし、もっと啓発もしていきたいというふうに思っております。

このご質問のあった地域の活動ボランティア、これについて私もずっと時間が許す限り、各地域のいきいきサロンにも足を運んでおります。まず、女性が特に多いという、男性が少ないという、これが一番の今の課題でありまして、ところによっては特に下川口では下川口の郷とか、三崎地区では下ノ段、それから爪白、斧積、半島では松尾といったように、男性も参加し

て、本当にいきいきとこのサロンを利用している地域もありますが、また本当に女性だけのサロンもあります。ここをいかに男の方にもっと参加をしていただく手だてをずっと訴えているところではありますが、それが課題の１つと思います。

ちょっと話が横道にそれましたが、そのトイレや階段等の整備が地域によっては、本当に不十分なところもあると思っております。閉じこもりがちな方が、また、体が不自由な方、いきいきサロンに参加をしていない高齢者がおられることについては、認識をしております。

いきいきサロンが実施されている区長場や集会所については、先ほど言いましたように、今年度より介護予防拠点整備事業補助金を１０地区に交付することで、施設の老朽化に伴う改修だけではなく、トイレや階段等の設備が不十分な場合は、その改修を含め、バリアフリー化を進めていくこととしております。

また、地域のボランティア活動の推進、地域住民が主体に取り組む介護予防や地域支え合い活動の充実強化は、本当に重要な取り組みであると思っております。本当に６０、７０歳のボランティアのスタッフの方が７０、８０歳の人を支えている、お年寄りがお年寄りを支えているというのが今の現状ということも十分認識をしているところでもあります。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） しっかりと認識もしていただいておりますし、介護予防拠点整備事業補助金で、１０地区に交付するという、そういう新年度の予算の中でもしていただいている。やはりそういったことをまたしっかりと発信して、私も発信させていただきたいと思います。

さきの日常生活ニーズ調査書、結果報告も明らかですが、持っていらっしゃる方見てください。１６ページにアンケートの結果出ておりますが、あなたご自身は、将来的にどこで介護を受けるのが理想ですか。現在、介護状態でない方も寝たきり等になったと仮定してお答えくださいと。現在の住まいでと答えた方が３４．９％で最も高いわけです。特養や老健施設、有料老人ホームと答えた方は１６．６％、これアンケート出ております。

いうまでもありませんが、地域包括ケアシステムを構築する理由は、病気を抱えていても、障害があっても、なるべく多くの時間を自宅で過ごすことができるようにするためであり、そのための医療と介護サービスの一体的な提供であり、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できる体制づくりです。そのためにも、地域の活動、ボランティア等の役割は必要不可欠であります。３月議会で健康推進課長から本市における高齢者を支えるボランティア活動の状況について答弁をいただいた経過があります。

市長からも土佐清水市の場合、非常に強く支え合いをしているという熱心な土壌もあります

し、土佐清水市らしい本市独自のボランティア制度とあわせて検討していきたいと、ポイント制度導入に対しての答弁をいただいております。

しかし、地域の活動やボランティア活動には、地域ごとに差があるようにみられますし、これから地域包括ケアシステム構築に向け、拍車をかけていかなければならないわけですが、地域の活動、ボランティア等の充足はどのように認識し、進めていこうと考えておられるのか、市長にお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどお答えいたしました、地域でのボランティア活動は大変重要なことだというふうに認識をしております。

今回、新たな取り組みといたしまして、いきいきサポーター地域支え合い活動事業によりまして、地域活動に取り組む住民をいきいきサポーターとして登録し、支援体制づくりに取り組み、地域住民が主体となり、自宅近くの商店への買い物支援や、独居高齢者の定期的な見守り支援等、身の回りの生活援助の推進をしたいと思っております。

加えていきいきサロン生活支援事業として、いきいきサポーターや地域住民が担い手となったり、見守り安否確認が必要な方に、いきいきサロンへの参加を促すことで、家庭から集まりの場まで連続した生活支援の推進をします。これらの事業を一体的に取り組むことで、地域での支え合い活動の充実に努め、地域活動の活性化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １１番 仲田 強君。

（１１番 仲田 強君発言席）

○１１番（仲田 強君） ありがとうございました。

ただ今の市長の答弁は、地域を中心として、地域住民による、そして地域住民のための支え合い、活動の充実に努めるとの意味に捉えたわけですが、まさに正鵠を射ていると感じました。

そこで、その地域たるものをどこまでおろしていくかということをちょっと議論したいなと思います。

今、ご近所福祉の構築というものが見直されてきています。平たく言えば、ご近所にこだわってみてはどうかということです。要介護者だと行動半径は日常、ご近所に限定されています。そして、ご近所では助けたり、助けられたりといった日常の生活の中に共助という形も息づいているわけですが、また、地域によっては世話やきおばちゃんとか、そういった本当にお世話をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方が日常を支えておられるという場もかなり地域によってあるわけです。そういったことは案外と見落としがちですが、支え合

いの根本的要因だと私は思っております。土佐清水市らしいお接待の心というか、人間性の発露を大事にしたい、そういったご近所の支え合い、そういったマップをつくったらどうかということなのです。

住民と一緒に住宅地図に要援護者がいらっしゃれば落としていく、しるしをしていく。そして、その１人の要援護者にかかわりのある、また信頼関係がある方、それを線で結んでいく、ちょっとしたお使いに行って頂戴とかいう、案外、ご近所でもなさっているんです。また、自分が不自由なときは、頼みやすい人もおるわけです。そういった人と人の人間の関係性というものを１回地図に落としてみる。そして、ひとり暮らしの高齢者や、先ほど言った老老世帯、そういった方々のわずかな地域の地図だけ、全体をするのではなくご近所ですから、そしてその中で世話やきができる人、また世話やきを常にやっていらっしゃる方、人によっては人間関係ありますので、つき合いしたくない人もおるわけですので、そういったのをある程度の、みんなが知っている情報ですから、個人情報に当たらないわけですので、そういった結びつきをしていったら、案外と地域の最小限の福祉、ご近所の最小限の福祉というのは、いつも息づいているわけです。満たされているわけです。そういった最小限の福祉の支え合いというものに視点を置いて、今、市長が新しく取り組んでいこうとなされるいきいきサポーターの地域支え合い活動の事業、そういったことをそういう視点で見えていく。そしたら、もっと実効性が増すのではなかろうかと思えますし、先ほど、世話やきさんと申しましたが、そういった世話やきさんこそ、まさにいきいきサポーターそのものだと思うんです。そういった意味で、先ほどの質問をさせていただいたわけです。ちょっと市長の所見をお聞きしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 支え合いマップのことについてご質問がありましたが、実は、この地域住民支え合い事業としては、社会福祉協議会に委託して、平成１９年度から各地区で区長、民生委員、福祉協力員、老人クラブ、婦人会等を中心に住民と協議の場をもち、要介護の把握といいますか、介護予防につなげて地域で見守り、支え合う体制づくりを目的として、こういうふうなマップづくりに取り組んでいるということも聞いておりますが、大変今回の提案については、そのマップのつくり方、手法について、大変参考になる事例でありまして、今後も地域で見守り、支え合う体制についてのそういう取り組みに生かしていきたいと思えます。

私の住んでいる下川口というところも大変地域のつながりが深いところで、うちの母親が２日ぐらい顔を見せなかったら、何か悪いがやないかと来たり、僕の車がなかったら、また夕べ飲みよったがかというようなそういうような地域でありまして、やはり市街地に行けばやはりそういう希薄になると思えますので、そこら辺この日ごろから希薄になりますので、各地域

地域において、そういう取り組みができたかなというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） わかりました。確かに社協がやっておられるというのは聞いてました。現実、こういう地域というのは物すごく漠然とするんですよ。しかし、今言われたように、あの人、きょうは顔を見せんが、大丈夫やろうか、ちょっとのぞいてみようか。これが本当の支え合いの出発だと思うんです。そういう部分が清水のよさというのが前回、3月のときに市長は一番経験で答弁なさっているし、豪雨災害のときの経験を話して、ここでやりとりしたこともあります。そういった点にもう1回、しっかりと光を当てた、そういう原点から取り組む、そしてそういうよさというものを拡大していったら、例えば下川口の郷のある部分の、また郷の中でのそういう責任者、そういったのがまた核になっていく。そして、行政がある意味では、行政、極端な言い方ですけど、行政に頼らなくてもいい地域づくり、そういうことを自立したものというものを目指していかないと、公助が与えられ、与えられる。そして逆にその公助が切れたときの反動とか、また、自助のその力というものが自立の力、先ほど介護の話がこれから進んでいくわけですから、やはり自分がどうしていくかという、自助、自立の部分というのにしっかりと視点を置いておかないと、公的な部分だけでは限界があります。ましてやこういう40何%となる高齢化率でございますので、そういった点をきょうは改めて、ちょっと基本的なことかもしれませんけども、確認をさせていただいたと思います。

私も、今回、アンケート調査した人数調べまして、なかなか広過ぎて、これは大変だったろうと思います。年いった方、65歳以上の方々、今、フレイル度チェック、僕はチェックばかりしている。前回もメンタルチェックしましたけど、ちょっとフレイル度チェックというのがあるんです。一緒なんです、このチェックと。生活とか、食事とか、そういったもの、15項目ぐらいにして、そして自分でチェックするんです。15項目は簡単なんです。私もしました。この1年間に転んだことがありますかとか、そういう外出、これのアンケートと一緒になんです。ただ、それを暮らしの中で介護が必要な高齢者にならないようにということでチェックをする、そういうフレイル度チェックというのがありますので、ぜひやってください。ちょうど今、4つ目にひっかかりました。4つ以上が大体その可能性があるということですので、ぜひまたこれも提案しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、質問を終了させていただきます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第３７号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第１号）について」から議案第４４号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」までの議案８件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会の開催は、予算決算常任委員会は７月２日の午前９時に開催、総務文教常任委員会は７月３日の午前９時に開催、産業厚生常任委員会は７月６日午前９時より開催いたします。

各委員会は、７月８日までに、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、７月８日午前１０時に再開をいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 ２時１２分 散 会